



事 務 連 絡

令和2年7月22日

各市町村教育委員会教育長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する
夏季休業中の教職員の勤務等について

日頃、本県の教育行政に関して御理解・御協力いただき感謝申し上げます。

さて、別添写し（令和2年7月21日付け教県第317-1号）のとおり、県立学校人事課より「新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する夏季休業中の教職員の勤務等について（通知）」が発出されましたので参考に送付します。

各市町村教育委員会においては、これまでも教職員の勤務に関する条例や規則に基づいて適切に対応いただいておりますが、教職員の負担軽減の観点からも、夏季休業中については、夏季休暇や週休日の振替を確実に取得することや計画的な年次休暇の取得に努めることを前提とし、自宅勤務等については、必要に応じて服務監督権者である市町村教育委員会の判断により適切に対応いただきますようお願い申し上げます。

担当：人事・学事担当

電話：048-830-6939



教県第317-1号

令和2年7月21日

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する
夏季休業中の教職員の勤務等について（通知）

新型コロナウイルスの感染者数が再び1都3県を中心に増加していることを受け、自宅勤務及び時差出勤の運用について令和2年度夏季休業期間中に限り認めることとします。

なお、その際の取扱いについては別紙のとおりとします。

担 当：県立学校人事課 学事担当 池田

電 話：048-830-6735

別紙

夏季休業中の教職員の勤務等について

- 1 自宅勤務及び時差出勤を認めることができる期間は、各学校で定めた夏季休業期間中に限るものとする。
- 2 自宅勤務の取扱いに関しては、令和2年5月29日付け教県第153-1号「『新型コロナウイルス感染症拡大防止のための教職員の自宅勤務に関する要綱』の一部改正について（通知）」に従い行うこと。
- 3 夜間定時制課程に勤務する教職員の自宅勤務の勤務時間については、各学校において設定している長期休業期間中の勤務時間とすること。
- 4 時差出勤の取扱いに関しては、令和2年4月13日付け教県第41-1号「新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員の勤務等について（通知）」の2に従うこと。
- 5 留意事項
 - (1) 当該期間においては、校内で調整するなどし、年次休暇・夏季休暇の積極的な使用を促進すること。
 - (2) 自宅勤務の服務については、6月1日以降「当該職員の自宅を勤務公署とみなす」こととしているが、総務事務システムへの入力又は出勤簿への記載については、別途通知するのでその指示に従うこと。